

国保だより

～国民健康保険に関する手続きについて～

●国民健康保険に加入の必要がある人

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人が加入する制度です。退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要がありますので、早めに手続きをしましょう。

※手続きの際、退職した人の場合には、①健康保険を脱退した証明書（資格喪失証明書・離職票など）②マイナンバー（個人番号）が分かるものが必要です。

●社会保険などに加入したため、国民健康保険から脱退する人

社会保険などに加入した人は、国保の資格喪失の手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

※手続きの際、社会保険になった人の場合には、①社会保険被保険者証②国民健康保険被保険者証が必要です。

☆届出について、来庁が困難な方は郵送等の対応をいたしますので、ご相談ください。

令和3年3月からマイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになりました。

（ただし、システムが整備されている医療機関等に限りです。）

マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をされた方は医療機関・薬局に設置されているカードリーダーにかざすと情報を認証するため、健康保険証がなくても受診が出来ます。

※マイナンバーカードを作成されていない方や利用登録をされていない方は従来どおりの健康保険証を提示することになります。

※利用できる医療機関・薬局は順次拡大されていく予定です。

※福祉医療費受給者証をお持ちの方は受給者証を提示する必要があります。

詳しくは下記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか特設ページをご覧ください。

フリーダイヤル 0120-95-0178（平日：9時30分～午後6時30分）

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

特設ページ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

問合せ先 住民課 ☎ 34-1111